

令和6年度第2回木津川市文化財保護審議会 議事録抄録

- 日 時 令和6年10月25日（金）13時30分～15時00分
- 場 所 木津川市役所5階 全員協議会室
- 出席者 委 員 伊東史朗、源城政好、宗田好史、淺田兼弘、三浦孝啓、石田正道
(欠席委員 増井正哉、後藤啓治)
事務局 竹本教育長、平井教育部長、八田文化財保護課長、
文化財保護課 永澤課長補佐、大坪係長、吉藤主事

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 会議

答申 木津川市指定文化財の指定について

前回諮問の5件（神童寺木造蔵王権現立像、神童寺木造役行者椅像及び前鬼後鬼坐像、神童寺木造千手觀音立像、海住山寺木造役行者椅像及び前鬼後鬼坐像、法泉寺瓦製社殿）について、会長から市指定に適当であるとして教育長へ答申。

報告 木津川市指定文化財の指定基準の制定について

前回了承の指定基準を令和6年10月1日付で公布、同日施行、10月16日木津川市教育委員会定例会で報告したことを報告。

議題① 市文化財登録制度の創設について

国や他団体でも、指定には至らないものの地域の歴史にとって重要な文化財を、指定に次ぐ保護対象として、指定制度を補完する役割を担うものとして、登録制度を創設し、指定文化財と同様に事業の種類に応じて補助金の交付も行うこととした旨を説明。

(質疑応答) ⇒ : 委員 → : 事務局 (意見)・○○～

⇒前回の登録制度創設見送りの報告があり、今回改めて制度登録を提案するにあたり、前回審議員からあったメリット、デメリットなどに対する対応についての説明がなかったが、再提案に至った理由は。

→当初は指定候補の予備群として登録という考えであったが、そういうことではないと改めて認識。他団体でも登録制度の運用例は少なく、時期尚早として見送ることとしたが、指定にはならずとも市の歴史上重要である文化財が数多く存在するため、これらにも保護措置が必要と考えたため。

⇒市民活動、市民提案、市民参加の力が、近代化遺産などの文化財保護に活用する考えは。

→文化財愛護団体などは重要で、補助金も交付して活動を奨励、審議員としても愛護団体所属の方にお世話をなっているところ。

- ・登録文化財を補助金対象と考えているところは前進。
- ・京都市では、ふるさと納税の活用を考えている。
- ・調査費の予算確保も重要。
- ・登録候補に、椿井文書が歴史資料としてあげられているが、偽文書を歴史資料として扱うのはいかがか。地域にとって影響の強い重要なものであり、むしろ民俗資料として取り扱ってはどうか。
- ・所有者が、指定と登録の区別がつかず、指定と同じものと勘違いされる恐れもある。難しく、議論もある。
- ・個人所有の椿井文書の絵図が、修理が必要な状態。登録によって修理の道が開ければ。
- ・椿井文書は偽文書として切り捨てる向きもあるが、簡単に切り捨ててはいけない。
- ・市町村史で椿井文書を真正な史料として扱っている場合もあるが、木津川市では注意すべきものとして参考程度にしかあげていない。
- ・偽文書でも普及して大切にされているのは、別の大きな価値が見出されているからであり、椿井氏の地元ならではのものとして、文化史的にも民俗学的にも重要。

⇒登録文化財は周知されるのか。

→所有者の同意を得て、そのようにする予定である。

- ・所有者の意向で登録を伏せておく道も残した方がよいのでは。

⇒今回、結論を出さなければならないのか。

→今回で了承いただければ、庁内の政策会議を経て市議会3月定例会に文化財保護条例の改正を上程したい。旧町時代からの継続で補助金を交付している未指定文化財もあり、指定は難しくても登録することで根拠を明確にし、不公平なところを早期に是正したい考えもある。

⇒問題もあるように思える。継続審議とするので、登録制度の問題点を整理して、裁定案されたい。

議題② 木津川市指定文化財について（諮問）

木津川市指定文化財の候補について、資料に基づいて説明。

指定候補① 石造笠塔婆（宗教法人 西明寺）

指定候補② 石造十一面観音立像（通称 動観音）（市坂区）

指定候補③ 虫送り行事（椿井区・鹿背山区）

●指定候補③について

⇒無形民俗文化財で他に指定すべきものは何かあるか。

→市指定の木津御輿祭とは別に、吐師布団太鼓台祭も検討したい。また、観音寺及

び鹿背山の盆行事や、錢司の勧請縄を調査したことがある。

・観音寺でも虫送りをしていたように思う。

→確認したい。

・山城町では過去にお月見行事や日待講が行われていたが、現在は行われなくなっている。

・今後の継承のことも考慮し、地域の方と相談して指定する無形民俗文化財を検討する方法もある。

⇒虫送りは、2つの区のものを統合するのか。

→別々のものではあるが、指定は1件としたい。

・指定書はそれぞれの区に1通、合計2通交付するということで了解した。他に意見がなければ指定は適当とする。

伊東会長から、諮問の3件の指定について市指定に適当と教育長に答申。

4 その他

・松尾神社拝殿などの多くの絵馬が、劣化や盗難の恐れがある。調査をお願いしたい。

・写真を撮って記録することが重要。

・帝塚山大学で授業の一環でやったことがあるので、人手が必要な調査は、大学に当たるもの方法。

→人手の必要な調査は、文化財保存活用地域計画の実行委員会事業とすることも案として検討したい。

【会議結果】

市指定文化財登録制度の創設については、継続審議として検討を進め、次回審議会にて改めて諮ることとする。新指定文化財の答申を受けた文化財については、所有者同意、告示など、必要な手続きを進める。

5 閉会